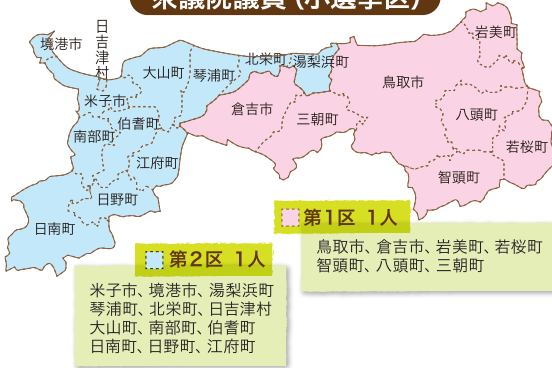


# 鳥取県内の定数・選挙区

## 衆議院議員 (小選挙区)



POINT  
1

衆議院議員小選挙区、参議院議員選挙区の他に、比例代表という選挙の種類があります。

POINT  
2

衆議院議員比例代表の場合、鳥取県は中国ブロックという選挙区に含まれ、定数は10人です。

POINT  
3

参議院議員比例代表の場合は、全国を1つの選挙区として、定数は100人です。

## 参議院議員 (選挙区)



POINT  
4

参議院議員選挙区選挙は、鳥取県及び島根県を1つの選挙区として選びます。(平成28年の通常選挙から)

POINT  
5

知事は、全県を1つの選挙区として選びます。

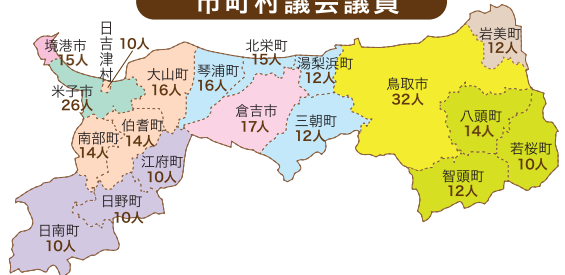
POINT  
6

市町村長は、各市町村を1つの選挙区として選びます。

## 県議会議員



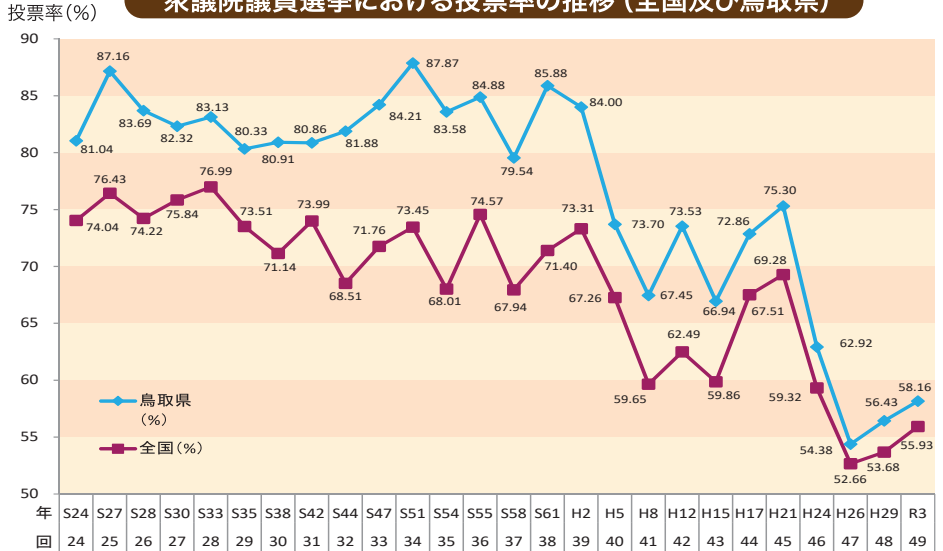
## 市町村議会議員



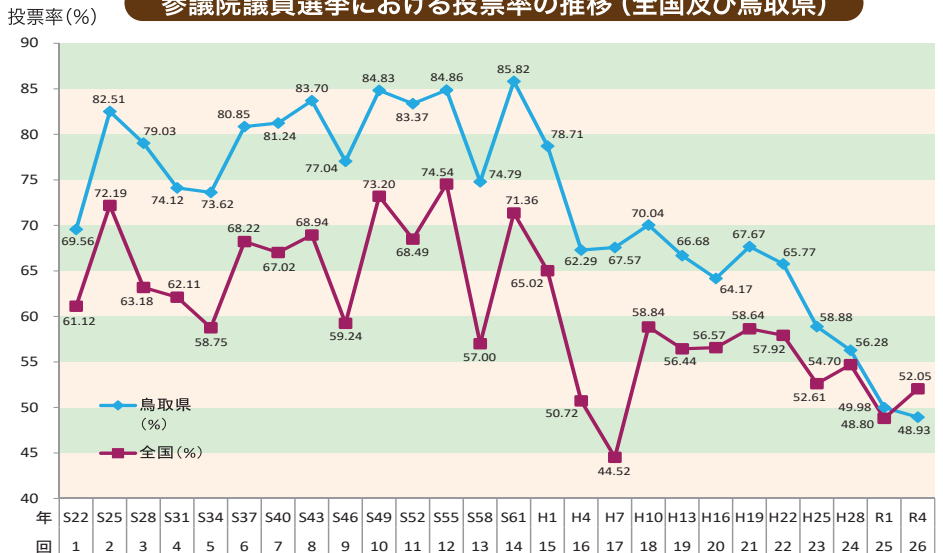
# 投票率の現状を知ろう

令和4年7月に行われた、第26回参議院議員通常選挙の鳥取県における投票率は48.93%でした。近年の選挙では、全国的に投票率が低い状況が続いています。

## 衆議院議員選挙における投票率の推移 (全国及び鳥取県)



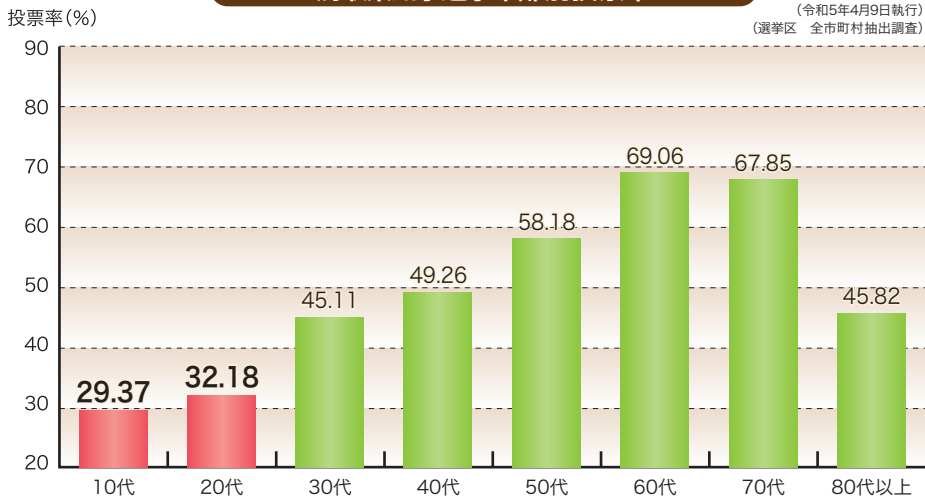
## 参議院議員選挙における投票率の推移 (全国及び鳥取県)



下のグラフは、令和5年4月9日執行鳥取県知事選挙の年齢別投票率です。

年齢別に見ると、若い世代の投票率が低いことがわかります。日本の政治は、中高年の意見が強く反映される一方、若い世代の意見が反映されづらい状況にあるということなのでは…？若者の投票率が上がれば、政治もずいぶんと変わるかもしれませんよ。

### 鳥取県知事選挙年齢別投票率



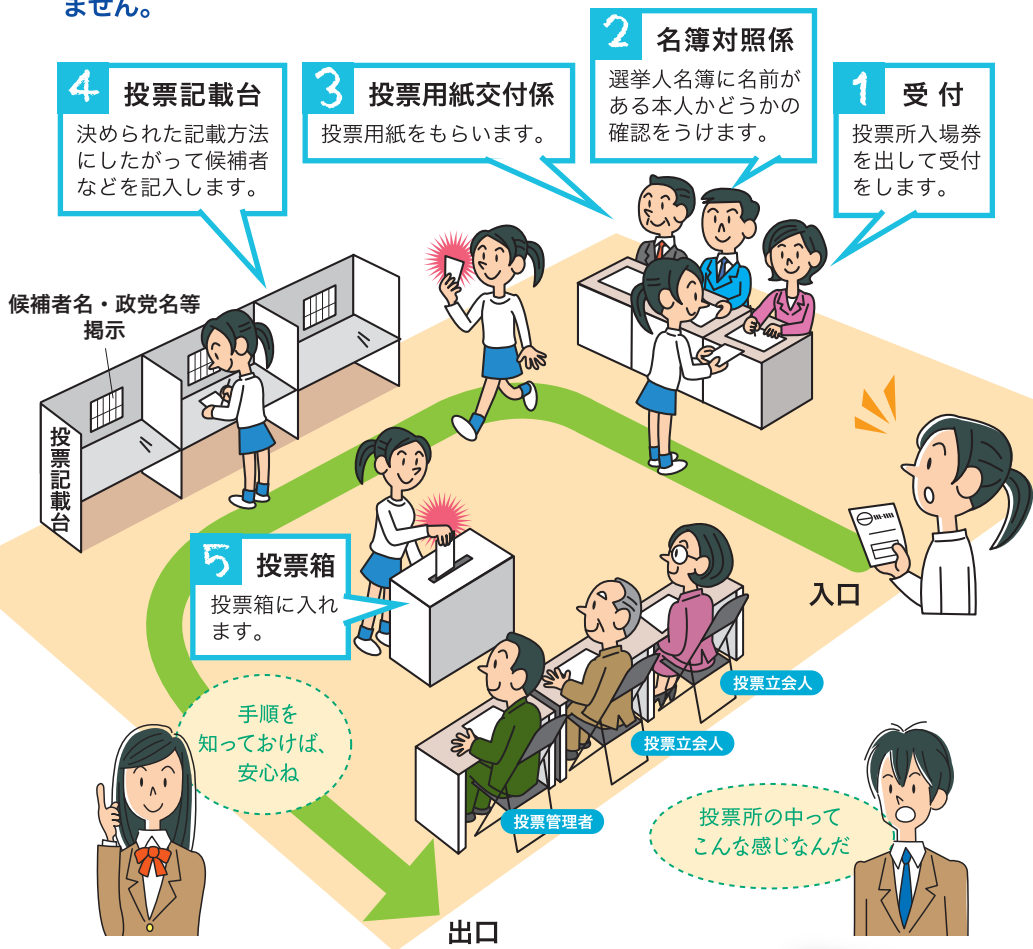
若い人って、3割くらいしか投票に行っていないの？

投票に行くという行動を起こすことが大切なんだね



# 投票のこと、あれこれ

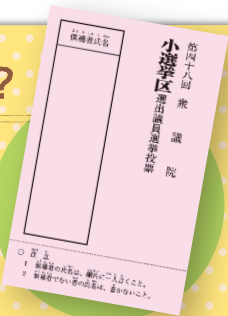
投票所の中では、下の図のような流れで投票を行います。難しい手続きはありません。



## 投票用紙ってどんなもの？

投票用紙は選挙が行われるつど作成されます。同時に複数の選挙が行われる際には、それぞれ異なる色の用紙を用いて作成される場合があります。

開票作業がスムーズに行われるように、投票用紙はプラスチックでできていて、折り曲げて投票箱に入れても投票箱の中で自然に開くようになっています。



## 投票所って、どこにあるの？

知っておきたい！

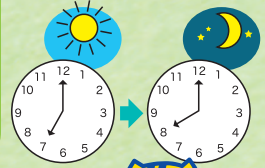
POINT

1

事前に送られてくる「投票所入場券」を持って行こう！  
投票日前に、「投票所入場券」が郵便などで送られてきます。

これには、あなたの名前と投票所の場所が書かれているので、投票所に着いてから、選挙人名簿との照合がスムーズにできるのです。

(投票所入場券を忘れても、受付で本人確認ができれば、投票はできます。)



投票時間は原則 朝7時から夜8時まで。  
これだけ時間があれば用事が入っていても行けそうだね。



知っておきたい！

POINT

2

選挙の種類によっては、複数回投票することがあります。  
投票所の係員の指示に従って、投票用紙を順番に受け取ってください。



衆議院選挙では小選挙区選挙・比例代表選挙・最高裁判所裁判官国民審査の3種類、参議院選挙では選挙区選挙・比例代表選挙の2種類の投票用紙が渡されます。

投票所で  
何回も投票することが  
あるってことね



知っておきたい！

POINT

3

せっかく投票しても無効になる場合があります！  
例えばこんな場合は、無効になりますので、注意してください。

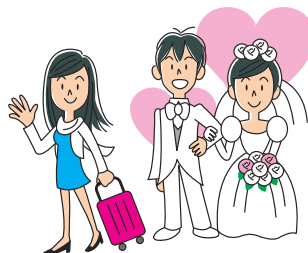
- 所定の用紙を使っていない場合
- 候補者（政党）以外の氏名（名称）を書いた場合
- 2以上の候補者名（政党名）を書いた場合
- 白紙で投票した場合
- 候補者名（政党名）の他に、それ以外のことを書いた場合

# 様々な投票制度

## 投票日に投票に行けない…

こんな場合に、期日前投票をすることができます。

- レジャーなど私用で投票日に投票区内にいない予定の人
- 仕事や冠婚葬祭などの予定がある人
- 病気、ケガ、妊娠などの理由で投票日当日に歩くことができないことが予想される人
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な場合



投票日じゃなくても、投票できるんだ



**投票期間** ▶ 公(告)示日の翌日から投票日の前日まで

**投票時間** ▶ 原則として午前8時半から午後8時まで

**投票場所** ▶ 各市町村に設けられた「期日前投票所」

## 入院中で投票に行けない…

不在者投票制度が使えます。

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会ですべての投票ができます。また、指定病院等に入院している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

「忙しくて…」は投票できない理由にならないかも



## 様々な状況に応じて…

その他、様々な状況を考慮した仕組みにより、どんな人でも公平に選挙権が行使できるようになっています。

- 重度の身体障害の人は…郵便投票
- 海外に住んでいる人は…在外投票
- 国外を航海する船の上から…洋上投票
- 南極地域観測隊の隊員は…南極投票 等





# 選挙人名簿

選挙権を  
持って  
いても

選挙権を持っていても実際に投票するためには、市町村の選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されていないと投票できません。

引っ越しなどの場合に、きちんと住民票を移す手続きをしないと、引っ越し先の住所地で投票できない場合があります。気を付けましょう！

## 被登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市町村に住居を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票が作られた日から引き続き3か月以上、その市町村の住民基本台帳に記録されている人です。

「せんきよにんめいぼ」っていう名簿があるんだね。登録を申請しなければいけないのかな？



## 登録

選挙人名簿への登録は、年4回（3月、6月、9月、12月）定期的に行われる「定時登録」と、選挙時に行われる「選挙時登録」があります。  
**（登録の申請は必要なく、市町村の選挙管理委員会が行います。）**

高校生の皆さんは、18歳の誕生日を迎える頃に進学等のために引っ越しをする場合もあります。誕生日、引っ越しの日、選挙日程、それぞれの前後関係によって、どこの市町村の選挙人名簿に登録されるかが変わってきますので、分からないことがあれば、お住まいの市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。



せっかくの選挙権を行使するために、引っ越ししたら手続きが必要ってことね



# 情報の集め方

「選挙って言われても…誰を選んでいいかわからない」という人もいることでしょう。選挙の時は、様々な方法で候補者や政党の情報を知ることができます。投票に行くまでに、情報収集を試みましょう。

## 選挙公報

投票日の2日前までに世帯ごとに届けられます。  
候補者のプロフィールや政見などを掲載。

## 政見放送

候補者がテレビやラジオで自分の意見を伝える場。  
文章ではわからない候補者の雰囲気がかめれます。

## 街頭演説

駅前や商店街などの街頭で候補者を実際に間近で見られるため、候補者の熱意を感じ取れます。

## マニフェスト

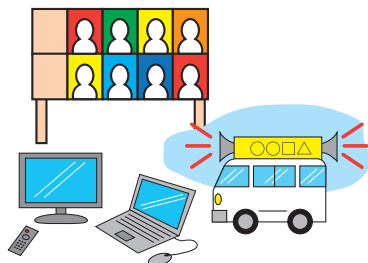
当選した場合に実現してくれる政策や目標のこと。  
パンフレットやビラを見れば分かりやすく書いてあります。

## 新聞

選挙に関する様々な情報が掲載されます。  
また、候補者は新聞に広告を掲載することができます。

## ポータルマッチ

政策についてのアンケートに答えることで、自分の考えと候補者や政党の考えの一致度を測定してくれるサービス。



他にも、ポスター、選挙カー、個人演説会、インターネットなど、様々な情報があります。

